

(対象者が海外に居住する方)

令和8年度「健康保険被扶養者の扶養に関する確認調査」

添付(画像をアップロード)する書類一覧

注意事項:添付する書類が日本語でない場合は、日本語訳(翻訳者の署名のあるもの)とともにアップロードしてください。

1. ビザ(画像)

2. 下記の該当するすべての書類

・パート、アルバイト等をしている方で給与以外の収入がない方 → 下記の ① と ② の両方

①所得証明(その国の公的な収入の証明書で発行日から3ヶ月以内のもの)

※画像送付後も、求められれば原本を提示できるよう各自で保管してください。

②下記A、Bのうちどちらか一方

A : 直近の連続した3ヶ月の給与明細

※支払元・受取人・支給月・総支給額(控除前の額)の全てが確認できるもの。

B : 労働条件通知書

※時給・労働時間・労働日数等が記載され、それらを用いて年間収入の見込み額が算定でき、その額が基準額未満のもの。

年齢	年間収入
19歳未満	130万円(月額108,334円) 未満
19歳以上23歳未満	
被保険者の配偶者以外	150万円(月額125,000円) 未満
被保険者の配偶者	130万円(月額108,334円) 未満
23歳以上60歳未満	130万円(月額108,334円) 未満
60歳以上	180万円(月額150,000円) 未満
年齢問わず、障害厚生年金受給要件に該当する障がい者	180万円(月額150,000円) 未満

基準額とは→

・パート、アルバイト等をしている方で給与以外にも収入がある方

→ ①所得証明(その国の公的な収入の証明書で発行日から3ヶ月以内のもの)

※画像送付後も、求められれば原本を提示できるよう各自で保管してください。

②直近の連続した3ヶ月の給与明細

※支払元、受取人、支給月、総支給額(控除前の額)の全てが確認できるもの。

・年金を受給している方 → 受給している全ての年金の直近の「年金振込通知書」

・被保険者と別居している方(単身赴任の場合を除く) → 下記A、Bのうちどちらか一方

A : 送金の証明となるもの(直近の連続した3ヶ月の振込み・送金が確認できる書類)

※送金日、送金元お名前、受取人お名前、金額がすべて確認できるもの。

◎手渡しは認められません。提出期限までに連続した3ヶ月分の送金証明書類を添付できない場合は、一旦、被扶養者廃止の手続きをしてください。

B : 在学証明(発行日から3ヶ月以内のもの)

※画像送付後も、求められれば原本を提示できるよう各自で保管してください。

・遺産相続等一時的な収入があった方 → その事実を確認できる書類 例)相続税の計算明細書等

以 上